

議会運営委員会

令和3年1月26日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 相馬 剛
委員 山形 紀弘
委員 田村 正宏
委員 眞壁 俊郎

副委員長 齊藤 誠之
委員 中里 康寛
委員 鈴木 伸彦
委員 玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 吉成 伸一

副議長 松田 寛人

出席執行部

市長 渡辺 美知太郎
副市長 亀井 雄
総務課長 五十嵐 岳夫
行政係長 佐藤 吉将

副市長 渡邊 和明
総務部長 石塚 昌章
総務課長補佐 菊地 直路

出席議会事務局職員

事務局長 増田 健造
議事課長補佐
兼庶務係長 印南 恵子
主査 鎌田 栄治
主任 伊藤 奨理

議事課長 小平 裕二
議事調査係長 佐々木 玲男奈
主査 飯泉 祐司

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長

3. 協議事項

(1)令和3年第1回那須塩原市議会臨時会について

①提出案件について

○市長提出案件…………… 5件

・同意案件 1件

・補正予算案件 1件

・報告案件 3件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件…………… 5件

・発議案件 5件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会期について

○会期：1月 日 () 日間

(2)例規等の改正について

(3)その他

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○相馬委員長 それでは、おはようございます。

委員の皆様、そして市長をはじめ執行部の皆様、緊急事態宣言の中ということによりまして、本日の議会運営委員会はウェブ会議となります。御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○相馬委員長 本県の新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、緊急事態宣言の宣言区域に追加されてから2週間となりました。ここ二、三日の感染者数の発表によりまして、徐々に減少傾向となっているのかなというふうに思っているところですが、医療、保健関係者はじめ関係各位の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

そして、残りの2週間が重要となるという報道でもございます。この第3波を乗り越えて、感染拡大を食い止められるよう、さらに感染予防の意識の継続が必要であろうというふうに思っております。

さて、本日の協議事項でございますが、令和3年第1回那須塩原市議会臨時会についての協議内容でございます。

執行部案件のほか議会案件につきましては、通年議会の導入に関わる内容でございます。委員の皆様には、円滑な委員会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から御挨拶をいただきます。

吉成議長、よろしく申し上げます。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

本日は、明後日、1月28日開催予定の議会臨時会に先立つ議会運営委員会に御参集いただき、大変にありがとうございます。

先日、我々議会は、1月20日ですけれども、議員全員協議会の際、議会関係の協議事項をウェブ会議で初めて開催をさせていただきました。初めて開催した割には順調にいったのかなと、そのように思います。

本日は、執行部を交えての初めてのウェブ会議であります。昔からよく言われますけれども、習うより慣れろと言われますので、今後、ウェブ会議等は、何度も利用され、開催されることになると思いますので、本日はそのスタートということで、しっかりとした議論がなされるような議運であってほしいと、そのように思います。

本日は、議会から5件、そして執行部側から5件の案件が出されますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、よろしく申し上げます。

○渡辺市長 議会運営委員会、今回、リモートで開催されましたこと、心より敬意を表したいと思います。

ます。

全国で新型コロナウイルス感染症の対策、日本中の議会で様々な対策が行われているかと思いますが、那須塩原市議会では、様々な点で本当に先んじて対策が行われていると思っております。

議会運営委員会といった、こうした非常に重要な委員会でもリモート開催できると、そうした柔軟性、非常にすばらしいと思っておりますし、こうした流れが日本中の議会に広まればいいなと思っておりますし、国会改革にもつながればと、非常に期待をしております。

今回の市議会臨時会に御提案申し上げますのは、人事案件1件、令和2年度補正予算案件1件、専決処分の報告案件3件の合計5件でございます。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長が説明いたしますが、いずれも重要な案件でございますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和3年第1回那須塩原市議会臨時会についてでございます。

まず、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○石塚総務部長 それでは、令和3年第1回那須塩原市議会臨時会に市長提出議案として予定しておりますのは、ただいま市長が申し上げましたとおり5件でございます。つきましては、各案件の取

扱いにつきまして御審議くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、順次説明を申し上げます。

初めに、同意第1号 那須塩原市固定資産評価員の選任についてでございます。

本案は、地方税法及び市税条例の規定に基づく固定資産評価員の片桐計幸氏から、令和2年12月31日をもって辞任したい旨の届出がありましたので、その後任として渡邊和明氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第1号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）の補正予算案件について提出をいたします。

次に、報告第1号から報告第3号までの3件でございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕でございます。

本案は、令和2年3月13日、那須塩原市越堀地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、旧なべかけ保育園跡地からフェンスの基礎が隣接地へ落下し、相手側所有の仮設トイレに損害を与えたものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕でございます。

本案は、先ほどの報告第1号と同じ理由により、駐車していた相手側車両に損害を与えたものであります。

最後に、報告第3号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕でございます。

本案は、令和2年9月5日、那須塩原市西大和地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市職員がごみステーションに取り残された可燃ごみの収集のため、車両を路肩に寄せた際に、左側後輪が道路標識の支柱に接触し、当該標識を損傷させたものであります。

以上、5件につきまして提出をいたします。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

質疑のある方は、カメラに向かって手を挙げていただければと思います。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、ただいま説明がありました同意第1号の人事案件1件、議案第1号の条例案件1件と報告案件3件については、全て即決扱いとすることで異議ございませんか。

丸で手を挙げていただければと思います。

〔賛成者挙手〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件について事務局から説明をお願いいたします。

課長。

○小平議事課長 議会提出案件でございますが、発議案件5件を予定してございます。

発議第1号から発議第3号は、改選後から予定しております通年議会に関する例規の改正等で、発議第1号 那須塩原市議会の定例会の回数を定める条例の一部改正については、年4回の定例会を年1回とするものでございます。

発議第2号 那須塩原市議会会議規則の一部改

正についてですが、第15条の一事不再議及び第65条の発言の取消し又は訂正について改正するものです。

発議第3号 市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第179条第1項の専決処分がなくなることに伴い、新たに地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項を指定するものでございます。

以上3件が通年議会に関するものです。

発議第4号及び発議第5号の2件でございますが、この後、執行部退席後に協議を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、栃木県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、国及び県に対して意見書をそれぞれ提出するものです。

発議第4号及び発議第5号、ともに新型コロナウイルス感染症に係る対応策の充実を求める意見書の提出についてになります。

以上5件が議会提出案件です。よろしくお願ひいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの5件については、全て即決案件とすることで異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1

人15分以内とすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてでございますが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成・反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ありがとうございます。異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会期についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
課長。

○小平議事課長 会期日程につきましては、1月28日木曜日の1日限りを予定してございます。
以上です。

○相馬委員長 ただいま説明がありました。
改めて申し上げます。
会期については、1月28日木曜日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

続きまして、次第にはございませんが、傍聴の取扱いについてお諮りしたいと思います。

昨年の6月議会は傍聴自粛、9月と12月議会は18人までの人数制限といたしましたが、今回の臨時会についてはどのように取り扱うか御意見をいただきたいと思います。御意見はございますでしょうか。

現在、緊急事態宣言下ということも……
山形委員。

○山形委員 おはようございます。
今、委員長もおっしゃられたように、緊急事態

宣言というさなかですので、極力人を集めて何かをするというふうなのは大変リスクもあると思うので、今回は1日限りということなので、傍聴というふうなものは御遠慮いただきたいというふうなことが一番よろしいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○相馬委員長 今、傍聴は自粛すべきという御意見だと思いますが、それについてほかに御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでございますので、それでは、傍聴については自粛するということで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。
次第にはございませんが、その他として執行部から何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○相馬委員長 委員から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでございますので、それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましては、ここで御退室をお願いいたします。大変お疲れさまでございました。
暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)例規等の改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私から、例規案の説明をさせていただきます。

こちらの今お送りした資料を御覧いただければと思います。

改正内容としましては、大きく3点ございまして、1点目が市議会議長会から例規の改正の案内が来ておりまして、内容としましては、休暇の関係ですね、特に産休の関係の規定を盛り込むという内容でございます。それから、押印廃止ですね、押印廃止に関しての例規改正。あとは運用について、現在の運用と実際の例規の規定ぶりが少し違うとか、そういった部分もございまして、こちらについてお諮りするものでございます。

まず、1点目でございますけれども、委員会条例の一部改正でございます。

28条のところで記録という条文でございますが、最後、署名しなければならぬとなっておりますが、標準条例ですと、署名又は押印というふうになっておりますので、署名でも押印でもどちらでもいよいよということで、こちら修正をさせていただきますものです。

次のページにいきまして、会議規則の一部改正でございますけれども、2条のところ、こちらが先ほど申し上げました市議会議長会から案内をいただいているものに基づく改正でございます。

2条の1項のところ、今まで事故のため出席できないというところになっていたものを、公務、疾病、育児、介護等々という形になっております。

2項のところでは、出産のため出席できないときは、今までは具体的な日数が定まっていなかったんですが、こちら改正案につきましては、出産

予定日の前6週、後8週の範囲で届出を出すことができるというふうになってございます。

13条の出席催告につきましては、議場にいる人には出席催告が必要ありませんので、議事堂ですね、那須塩原市議会の場合ですと、市役所の4階ということになると思いますが、そのように一部修正をするものです。

続きまして、91条ですが、こちらは先ほどの2条と同じ趣旨なんですけれども、こちらは委員会に関する規定でございます。

続きまして、131条ですが、こちら委員会における表決なんですけど、起立採決以外に挙手採決も実際行っていますというところもありますので、その辺の表現を修正するものでございます。

139条につきましては、請願の押印廃止に関するものでございます。

最後、別表でございますけれども、会派代表者会議の招集権者ですね、選挙がありまして、議長選挙が行われるまでの間は、議長が不在となりますので、その場合に会派代表者会議を開くに当たっては、事務局長が招集権者とするというものでございます。

2ページほど進んでいただきまして、傍聴規則の一部改正でございますが、3条の中で傍聴者の定員が45人となっておりますが、今回の感染症対策等もありまして、傍聴者の数を制限するという場合に規定が今までございませんので、ただし書でそこを明確にするものでございます。

次にいきまして、資産等報告書の閲覧に関する要綱でございますが、こちらにつきましては、様式の改正でございますが、氏名欄のところ丸印というのがありますが、こちらは押印廃止をするということで、印の文字を消すものでございます。

次のページにいきまして、会派及び会派代表者

会議に関する規定の改正でございますが、こちら
もやはり結成届ですね、特に一般選挙後最初の届
出につきましては、議長がいませんので、その間
は議長ではなくて、事務局長に届けるとするもの
が2条3項のところでございます。あとは文字の
修正でございます。

次のページ、様式にいきまして、こちらにつき
ましても、代表者氏名のところの押印を削除する
ものでございます。

次のページも同様でございます。

少し進んでいただきまして、議長選挙、副議長
選挙に係る所信表明会実施要綱の改正ございま
す。

まず、1点目が題名の改正でして、こちらは常
用漢字に基づいて、「かかる」を平仮名から漢字
に変えるものでございます。

様式につきましては、丸印というのがありますが、
これを消すとともに、日付欄に平成というの
が入ってございましたので、こちらを削るとい
うものでございます。

次のページにいきまして、文書質問に関する規
程につきましても、様式の押印の改正ございま
す。

その次のページですね、先例事例集の一部改正
でございますが、5のところにつきましては、出
席は実際議場にいるかどうかということになり
ますので、こちらは応招の通告に関する規定といた
します。

43につきましては、四役というところが、現在、
三役で執行部運用しておりますので、三役に変
えるものでございます。

48につきましては、後段を入れるものでござ
いまして、即決案件の先例といたしましては、専
決処分の報告案件と人事案件が即決となってお
りましたが、実際の取扱いとしましては、定例会の追

加ですね、それから臨時会についても即決とし
ておりますので、その辺を明確にするものでござ
います。

それから、54のところでございますが、通告の
期限なんです、実際運用といたしましては、4
日前の正午、通常、月曜日の正午となっております
が、それで運用しておりますので、それに合わ
せて修正をするものでございます。

55につきましては、今回、前回の議会運営委員
会でお諮りいただいた一般質問のところにつき
ましては、受付順であったものを順序は抽せん
とするというふうに直すものです。

58につきましては、やはりお諮りいただいた答
弁を含んで60分というところに修正をするもの
でございます。

続きまして、次のページにつきましては、会派
代表質問について同じような改正をするとい
う内容でございます。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑はございますか。

副委員長。

○齊藤副委員長 おはようございます。

先ほどの会派の部分、会派結成届の部分の条項
の項なんですけれども、議長に提出しなければ
ならないという表記のところ、一般選挙後と書
いてあるんですけれども、ここは議長の任期終
了後から新たな議長が選任されるまでのほうが
適切かと思えます。一般選挙自体は任期中に
行われているので、今回でいうと4月30日
までの間に選挙が行われる、当落は別とし
て、4月30日までは我々議員の任期がござ
いますので、基本的には5月1日から臨時会
をするまでの多分条項の埋め合わせの分だ
と思ったので、選挙後ではなくて、任期終
了後のほうが適切ではないのかと思うんです

ども、いかがでしょうか。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、そのような趣旨を踏まえて修正させていただきます。

○相馬委員長 ほかに質疑は、山形委員。

○山形委員 那須塩原市議会の傍聴規則の一部改正の部分なのですが、議長が傍聴人の数を定数以下に制限することができるということの文言なのですが、議長の独断でできるのか、それは議会運営委員会等に諮らず議長の独断で決められるのか、その辺はどういうふうに考えているのかお伺いします。

○相馬委員長 係長。

○佐々木議事調査係長 こちらの規定上は明確ではございませんが、実際には議長権限、かなり幅広くほかの部分も含めてなっておりますが、通常、議会運営に係る部分につきましては、議会運営委員会に諮って決定をしておりますので、今回、傍聴人の制限につきましても、今まで議会運営委員会で諮っているというところもございますので、今後、このただし書をつけた場合であっても、運用についてはそのようになるというふうに理解しているところでございます。

○相馬委員長 よろしいでしょうか。

○山形委員 はい、分かりました。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、ほかに質疑はないようございますので、本案件について御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(2)例規等の改正についてを終了いたします。

次に、次第(3)その他に入ります。

委員から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 事務局から何かございますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私から、お諮りしたい案件がございます。

令和3年度4月のタブレット通信料の取扱いでございます。

タブレットの通信料につきましては、公費負担が55%、議員の個人負担、政務活動費を充当できる個人負担が45%となっております。

令和3年4月につきましては、タブレットを一度、事務局のほうにお返しいただくということもございまして、実際には利用機会が少ないというところがございます。

さらに、政務活動費につきましても、4年前にも支給されていないというところもございまして、そういった中で4月分のタブレット通信料を、この55%、45%というままでいいかどうか御審議いただければと思います。

以上でございます。

○相馬委員長 今説明があったとおりでございますが、これ公費100%ということでも大丈夫だという理解でよろしいですか。

○佐々木議事調査係長 はい。

○相馬委員長 はい、分かりました。

それでは、それについて皆様から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 先ほど委員長が言うように公費で

100%ということが可能でしたら、そういうふうな方向に今後持っていった進めていけばいいかなど。タブレットに関しては、結構議員の皆様も使い慣れてきたところと、かなり重宝されているので、もし100%と今、委員長が言うようであれば、そういうふうに少しずつ切り替えていただければありがたいと思っております。

○相馬委員長 4月の利用料ということになります。4月のみでございますが、今、100%公費負担でいいのではないかと御意見でございます。

ほかにご意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、100%の公費負担という取扱いで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

ほかに事務局からございますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、2月の議員全員協議会の対応について御審議いただければと思います。

緊急事態宣言の期間が2月7日までとなっておりますが、新型コロナウイルスが収束していないという状況もございますので、2月10日開催の議員全員協議会について、開催形式、それから通告制とするかどうか、執行部の案件説明を省略するかどうか、以上3点につきまして、できましたら事前に御協議いただければと思います。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 はい、分かりました。

それでは、2月の全員協議会についてお諮りをしたいと思います。

まず、開催形式についてでございますが、これについては議場で行うか、前回のようにウェブ形

式で行うかということになると思いますが、御意見はございますか。

山形委員。

○山形委員 緊急事態宣言の解除もまだ分からない部分の2月10日の全員協議会ですが、やはりこういうふうにリモートで少しずつやってきた部分と、そういったものも考えると、緊急事態宣言が解除されなければ、このまま議員全員協議会もリモートで行ってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

○相馬委員長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 リモート会議は安全性が高いと思うんですが、やはり今もそうですけれども、資料がなかなか見にくいということもありますし、3月議場に先駆けての全員協議会ですので、できれば、感染予防、しっかり対策を取って、通常どおり議場でやったほうがいいのではないかと思います。

○相馬委員長 はい、分かりました。

今、議場で行ったほうがいいという御意見と、ウェブで行ったほうがいいという御意見でございますが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

田村委員。

○田村委員 私も議場で従来どおり行ったほうがいいと思います。理由は、緊急事態宣言は、これは延長するかどうか分かりませんが、決して栃木県は感染が拡大している地域ではないので、そういう意味で議場で行っても、しっかり対策を取りながら議場で行ってもいいのではないかとこのように思います。

○相馬委員長 はい、分かりました。

これにつきましては、緊急事態宣言が万が一延長されても議場でという御意見だという理解でよろしいでしょうか。田村委員。

鈴木委員も、はい、分かりました。

ほかの皆さん、御意見はいかがでしょう。

中里委員。

○中里委員 おはようございます。

私は、山形委員と同じように、このままリモート会議でもって全員協議会を行ったほうがよいと思います。

理由に関しましては、栃木県、今現在、すごく感染者が減っております、2月7日に解除される可能性もある中なんですけれども、やはりいつまた緊急事態宣言、これが宣言されるかわかりませんし、災害等も起こってくる、見込まれるという中においては、やはりいつ何時でもリモート会議をできる、そういう体制を整えておくためにも、慣れておかなければならないというふうに思います。ですので、リモート会議をこのまま継続するような形で全員協議会もやったほうがよいというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 はい、分かりました。

ほかに御意見はございますか。今、ちょうどリモート会議と議場での会議というところで両方の意見が出ているところでございます。

局長。

○増田事務局長 私のほうから、何点か確認をしたんですけれども、リモートでやる、あとは議場に参集する、そのどちらかは、委員の皆様は御決定いただくわけですが、1月の全協、リモートで行いました。そのときには、説明は省略、あとは質疑については事前通告制ということで行いました。

仮にリモートで行うのであれば、説明も通常どおり執行部にさせていただく。それと質疑についても、今、こういった形で事前通告じゃなくで行うことができるという理解で私のほうでは思っておりますが、その辺のところ、仮にリモートで行う

場合の条件、それと通常どおり議場に集まって行う場合の条件、そこら辺を御確認いただいた上で御判断いただければというふうに考えております。以上です。

○相馬委員長 恐れ入ります。

先ほど係長から説明があったとおり、形式、それから通告制、執行部の議案説明の3点についてということで係長から説明があったところで、まずは開催形式について今諮っているところでございます。

その後、通告制、それから執行部の議案の説明の有無についてはお諮りをしたいと思っておりますが、全部一遍に諮ってくれということでしょうか。よろしいですか。

まず、先ほどからありますように、開催形式につきまして、今、議場と、それからウェブ会議ということで両方の意見が出ているところでございますが、ほか、玉野委員、御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

○玉野委員 議場でやってもらいたいと思います。単純にそう思っています。

○相馬委員長 それでは、今現状では、意見としましては、議場での開催という意見が多いようでございますが、これについて副委員長。

○齊藤副委員長 すみません。議場開催を望む声のほうが多く感じるんですけれども、明らかに山形委員とか中里委員が言っている話は、緊急事態宣言が解けなかった場合という条件を付しています。緊急事態宣言がもし継続されているのに、我々議員が3月議会の案件で重要で、不要不急ではないからといって議場に集まるという行動自体が、市民に対してどのようなものに映るか。そういったものを打破するために、議長が先頭になって、こういうリモート会議を取り入れている最中だと思うんです。なので、2月7日の栃木県の発表後、

継続されるようであれば、リモートで再チャレンジをして、確かに慣れていない方々には大変御迷惑をおかけしていると思うんですけども、一人一人の意見はしっかりとリモートの場合が聞けたり、周りの音に左右されずにしっかりと審議はできると思いますので、基本的に2月7日の結果、延長次第ではリモートで、宣言が解かれたら議場という条件でもんでいただけると、私はありがたいと思うんですけども、という意見です。

○相馬委員長 はい、分かりました。

2月7日の緊急事態宣言が2月7日で終了した場合には議場で、それから、継続、延長された場合にはリモートでという意見でございますが、これについて皆様方の御意見をいただければと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 リモートでやっている自治体というのは、まだ少数だと思うんですけどね。やはり3月議会に向けての全協でもありますし、本当ならきちんと通常どおりやりたいところだと思うんですよ。普通の全協ではないので、やはりここはきちんと対策を取ってやるべきだと思いますし、ここにいる議員の声も、私は何となくちゃんと集まってやりたいというふうに言っているんじゃないかなというふうに感じます。なので、確かにリモート会議のメリットはあるんですけども、やはり今回というか、2月の全協は、できれば基本どおりなるべく進めたいと思います。

以上です。

○相馬委員長 緊急事態宣言が延長されても議場という意見だということでもよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○相馬委員長 これについて、緊急事態宣言下でも、延長された場合でも議場でという意見が出てございます。

さらに皆さんの意見についてはいかがでしょうか。緊急事態宣言が2月7日で解除になった場合には議場、それから延長された場合にはウェブ会議でというところがございますが、ほかの皆さん、これについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

中里委員。

○中里委員 鈴木委員のお話は、確かに理解できるところです。3月の定例会に向けての全協ということで、しっかり通常どおりのほうがやりやすい、このようには受け止めているところなんですけれども、3月定例会に向けての全協というのは、やはり時間も長時間ということで、こういうさなか、延長された場合には、対策を取っても限界があるというふうに思いますので、きちっとした万全とした対策であれば、やはりリモート会議をやったほうが良いというふうに思います。

会議自体も、5分とか1時間に1回の休憩を挟むのも、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますし、やはり長時間にわたるところで、リモートでの全協、これをやったほうが良いのではないかとこのように思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

あくまで延長された場合ということでございますので……。

鈴木委員、御意見ですか。

○鈴木委員 いいですか。

○相馬委員長 はい。

○鈴木委員 今、国会もやっていますよね、国会。それから、よその議会も恐れずきちんとやっているのではないかとこのように思いますよ。リモートが先進的な取組ではあると思うんですけども、やはりここは、正式な会議ではないですよ、確かに全協はね。ですけども、そうやって代表として審

議をしっかりやっているところのほうが多くて、そのほうが議員としてきちんと役目を果たしている、果たすべきだと思いますので、感染するかしないかというのは、非常に難しいところではありますけれども、これ以上言うことはないと思いますけれども、できれば、きちんと全協も開いていただきたいなと思います。

以上です。

○相馬委員長 田村委員。

○田村委員 私も意見は変わらないです。延長してもしなくても、通常どおり開催するべきだと思います。

理由は、先ほど申し上げた感染が拡大している地域では決してないということですね。必要以上にこういった自粛ムードを議会が率先して喚起というか、することによって、マインドが、市民に与えるマインドであったり、周りに与えるマインドが必要以上のことになるのを懸念するということでございます。これはもちろん、個人個人でいろいろな意見があるので、決して正しい意見ではないかもしれませんが、私はそう思います。

○相馬委員長 はい、分かりました。

田村委員にもお伺いしますが、緊急事態宣言が延長された場合でも議場でという御意見だと受け止めてよろしいでしょうか。

○田村委員 はい。

○相馬委員長 なかなかどちらの意見もあるというところではございますが、ほかに御意見はございませんか。もう議場でという意見のほうが強いようでございますが、いかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 皆さんいろいろな考えをお持ち、それは当たり前なんです、ひとつ折衷案というわけではありませんが、緊急事態宣言が解除されない場合はリモートで、緊急事態宣言が解除された場

合は、感染対策をしっかりして議場で行うというふうな形では遅過ぎますか。そういうふうなあれでは中途半端で、議員のほかの皆さんに迷惑かけちゃいますかね。

○相馬委員長 今、そういうふうに緊急事態宣言が解除された場合に議場でと、解除されなかった場合にはリモートで行うというところの御意見をいただいているところですので、リモートで行うべきという意見につきましては、やはり議会が率先してそういうことを行うべきであろうという意見でございます。

ただし、そうでない、議場でという意見については、やはり3月議会を踏まえた全協であるということと、地域としてそんなに感染が拡大しているわけではないという意見がございますので、そういったところで、延長された場合についてどうするかということになってくるんだろうと思います。

延長された場合でも議場で行っていくという意見が多いようですが、そういう取扱いということ御意見をいただければと思いますが、再度御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長。

○齊藤副委員長 言わんとしていること、議場でやりたい方々のお話の言い方というか、御発言は分かるんですけども、市民に対しての暗いイメージを与えたりとかという意見も分かるんですけども、基本的には緊急事態宣言が解除されたらという条件を何度も言っております。

緊急事態宣言が解除できないぐらい蔓延しているということは、市内の感染者が増えている可能性もなきにしもということなので、栃木県に倣って、その地域は感染者がいないので、足並みを外すというわけにはいかず、我々はせっかくこうい

った手法を取り入れておりますし、1会期前のときに、市役所のほうも電子市役所計画で、こういったパソコンとかリモートを入れていくということで、今回、市長サイドもリモートで発言の練習というか機会を設けて、しっかりと今、議会運営が成り立っております。

伸彦さんが言ったとおり、議会運営委員会は、審議の場ではなく、説明の機会の場であると。なおかつ、先ほどの局長のお言葉を借りれば、執行部の説明がリモートであればしっかりといただけます。これが議場に皆さんが集まってしまうと、時短運営になってしまうので、説明省略。3月の議会でどこが必要かという、説明資料が、前日も6月のときに見ましたけれども、字で書いてある説明が、実際だと説明として足りない部分もありますので、リモートであれば、こういったやり取りがしっかりとできるというメリットもあります。こういったメリットも考えて、あくまで緊急事態宣言が延びた場合という話をぜひのんでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○相馬委員長 田村委員。

○田村委員 よく分かります。ですから、そういうことであれば、多分僕は解除されるのではないかなというふうに予想しているんですけども、そういった前提に、もしくは解除されたらということでいいかと思います。解除されない場合はリモートでも構いません。

○相馬委員長 解除されない場合はリモートでもよろしいという御意見でございますね。

○田村委員 はい。

○相馬委員長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 解除されるかどうかちょっと分からないのと、例えば大田原とか那須町とかも議会運営の取組方、当然リモートでやるやらないというのは、その自治体で違いはあるんですけども、大

分栃木県も減っているので、心配することはないと思うので、できれば、私はリモートではなくて議場でやりたいと思いますが、合議制でありますし、皆さんの意見も尊重して、解除されなければリモートという考え方は受け入れたいと思います。

○相馬委員長 玉野委員はいかがでしょう。

○玉野委員 解除されるされないを一つの取決めにすればいいと思います。

○相馬委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、一定程度御理解いただけたのではないかなというふうに思いますので、開催方法につきましては、緊急事態宣言が2月7日に解除された場合には議場で行う。それから、解除されなかった場合にはウェブ会議で行うということよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 はい、ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、通告制についてでございますが、質疑の通告制についてでございますが、これについてはご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 もちろんウェブでやった場合の全協の場合は通告なしで、本会議場で使用した場合は事前通告というふうな形で、この会議のやり方によって変えることが可能であれば、そういうふうな取組をしたほうがいいんじゃないかなと思いますが、以上です。

○相馬委員長 ウェブの場合は通告制。

○山形委員 ウェブはその場で。

○相馬委員長 ウェブは通告制なしですね。

○山形委員 はい。

○相馬委員長 議場でやる場合には通告制ですね。

○山形委員 はい。

○相馬委員長 議場で開催する場合には通告制という意見でございますが、これについてほかの委員の皆様はいかがでしょう。

今、議場で行う場合は通告制という意見でございますので、そういった取扱いでよろしいでしょうか。

係長。

○佐々木議事調査係長 すみません、事務局からなんですが、通告制の場合には、資料の格納と通告資料のお願いを2月5日ですね、6、7が土日です、8日に全協の資料を掲示しまして、通告をということだと、ちょっと時間が取れないものですから、2月5日に通告に関しての御案内をさしあげるというスケジュール感になるかなと思います。

2月7日までは緊急事態宣言になっているんですが、2月5日の段階で延長するしないが決まっていれば、今の取扱いはできるんですけれども、もし5日の段階で延長が未定という場合には、今のお話ですと、どちらかというところは困ってまいりますので、5日のうちで決まっていなかったらどうするかというようなところをちょっとお諮りいただければと思うんですけれども。

○相馬委員長 はい、分かりました。

それでは、5日の時点で緊急事態宣言の取扱いが決まっていなかった場合に、通告制にするか、なしにするかということについて御意見をいただければと思います。

副委員長。

○齊藤副委員長 今の係長の説明を受けて思ったんですけれども、基本的には事前の通告制を取って、もしリモートになったときには、通告者を優先に質疑をさせて、その後、手を挙げた人が質疑をするという形を取ってみてはいかがでしょう。もし議場に集まる場合は、そのまま質疑通告者のみ

ということでやってみてはどうでしょうかと思います。そうすれば、通告は取れる、基本的には通告制でやったほうがいいと思います。

○相馬委員長 基本的には通告制でという意見でございます。

ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、基本的には通告制ということで行いまして、ウェブ形式になった場合には、ほかに質疑もしてもいいのではないかという意見でございますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、執行部の案件の提案説明についてでございますが、これについても説明を省略するかしないかについて御意見をいただければと思います。

これについてもウェブ形式になるのか、議場になるのかということになった場合に、これまでは議場でやった場合に、時間短縮を目的として、執行部説明はなしというふうになっておりました。

ウェブでやる場合では、時間的などは制約は一定提示解除できるんだろうと思いますので、説明があってもいいのかなというふうには思いますが、皆様の御意見を伺いたいと思います。

中里委員。

○山形委員 議場で行う場合には、やはり時間短縮が必要だというふうに思いますので、説明は省略。そして、ウェブ会議の場合には、時間の制限がありませんので、委員長がおっしゃられたように、通常のように説明を口頭でいただいて行うような形式がよいというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 はい、分かりました。

議場で行う場合は説明省略、それからウェブ会議を行う場合には説明をいただくと、そういう意見でございますが、ほかに御意見はいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、今、中里委員の御意見のとおり、議場で行う場合は説明省略と、それからウェブ会議で行う場合には説明をいただくと、そういう取扱いだということによろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

すみません、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかにその他として何かございますか。

議長。

○吉成議長 すみません、それでは、先ほど係長のほうから説明がありましたが、押印の件ですけれども、条例であったり、委員会規則であったり、そういったもので押印が必要なものというのは、今後、改正の中でやるわけですけれども、それには当てはまらない、今回で言うと、会派代表質問、それから市政一般質問、その際には押印が名前の後ろに必要なになっているわけですね。

実際に今回3月定例議会に向けての質問通告のスタートが2月8日から15日までとなっております。ですので、お諮りする機会がちょっとないものですから、今回の会派代表質問、そして市政一

般質問については、もう押印なしということに取扱いさせていただきたいと思いますので、その点お願いをしたいと思います。

それから、もう1点は、質問に対する会派代表質問、そして市政一般質問に対する聞き取りですね。要は事務局のほうで聞き取りをするわけですが、これまでやってきたわけですけれども、この聞き取りに関しましても、こういう状況もございますので、執行部側との打合せ等も、事前に電話連絡等で、その後、4階の委員会室でやってくださいというふうにしておりますので、同じように、これまでも間違いなくメールで先に質問内容を通告して、その後、議会事務局のほうに来て、実際には事務局と打合せをしていると思うんですが、今回はなるべくメールで通告を早めに出していただいて、明確に何時から事務局と委員会室どこどこで打合せをしますと、そういった扱いをして3密対策をしていただきたいと思いますので、この点の御協力もお願いします。委員長にお諮りいただければと思います。

○相馬委員長 今の議長からでございますが、これについて、議長が今説明したとおり取り扱うということでしょうか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 では、今、議長が説明があったとおりということで取り扱うということに決定をしたいと思いますので、よろしくお祈りをいたします。ほかにございますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 すみません、私のほうで、先ほど例規案の説明の際に申し上げるのが少し漏れていたんですが、今、議長からもお話がありましたように、押印廃止のところなんですけれども、条例や規則に載っているものにつきましては、先ほどの例規案の説明のところでも申し上げましたが、

今、議長からお話がありましたように、質問通告ですとか、ほかの例規に載っていない書式で印というのがついているものが幾つかございます。今後、その運用の中で様式の差し替えをしていって、基本的には押印を廃止していくという方向でお願いできればと考えておりますが、そのようなことでよろしいかお諮りいただければと思います。

○相馬委員長 はい、分かりました。

今、係長から説明がありました。そのほか例規に載っていない部分の押印について、今後、廃止していくということで、皆さんいかがでしょうか。大丈夫ですか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ありがとうございます。それでは、今、係長が説明があったとおり、例規に載っていない部分についても廃止していくということで取り扱いたいと思います。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、私のほうから、今後のスケジュールということになりますが、今後の議会運営委員会として、取組項目の中の部分でございますが、参考人、それから公聴会のガイドラインの作成と、それから陳情・請願の取扱いのガイドラインについてというところがございす。

さらに、令和3年度を取組実行計画の策定ということがございまして、これも3月議会の最終日に議決が必要ということになってございしますので、2月、それから3月の3回から、ないし4回で一定程度といたしますか、結論が出るような方向で議会運営委員会を開催したいと思います。

そういった中で、次回の議会運営委員会でございますが、日にちとして想定される部分は、事務局ではいかがでしょうか。

通告が2月8日からということになりますが、そうしたら、その前に1度開催したいと思います。2月4日はいかがですか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、2月4日の午前10時からということで次回の開催としたいと思います。皆さんいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ありがとうございます。それでは、次回の議会運営委員会を2月4日午前10時から、緊急事態宣言中でございますので、これについてもウェブ会議で行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。異議ございせんか。

〔発言する人なし〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○相馬委員長 ありがとうございます。以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時07分